

別紙2

承認法人に関する申出書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

野々市市選挙管理委員会委員長 様

閲覧申出者と同じ者を申出者とする。こと。

申 出 者

政党その他の政治団体の名称 野々市太郎後援会

押印

代表者の氏名 野々市 太郎

印

主たる事務所の所在地 野々市市三納一丁目1番地

電 話 番 号 (076) 123 - 4567

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	〇〇〇リサーチ会社
2 法人の代表者の氏名	野々市 一郎
3 法人の主たる事務所の所在地	野々市市三納二丁目1番地
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 約 1,000 件の閲覧事項を短期間で情報整理する体制が整っているため。また、閲覧事項の漏えいの防止等の適正な管理措置が講じられているため。
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	〇〇〇リサーチ会社 総務部 調査課 調査員：本町 一郎、本町 二郎、本町 花子
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理責任者： 野々市 一郎 管 理 体 制： 事務所の鍵のかかる金庫で管理 廃 棄 時 期： 選挙終了後〇日後まで 管 理 方 法： シュレッダーによる断裁処理
7 閲覧者に関する事項	(公職選挙法第28条の2第9項(同法第30条の12において準用する場合を含む。))において読み替えて適用される同条第1項の規定により、承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。) 閲覧者である〇〇〇リサーチ会社総務部調査課の調査員は、〇〇〇リサーチ会社が指定する者である。